

## 第4章 部活動の地域連携・地域移行における基本方針

国や東京都のガイドラインを参考に、本市としての基本的な考え方を示すとともに、中長期的な視点を含めた取組の方向性を基本方針として示します。

- 方針1 地域におけるスポーツ・文化芸術活動環境の整備
- 方針2 指導者の量の確保及び質の向上
- 方針3 活動場所の確保
- 方針4 地域クラブ活動における費用負担等のあり方の整理
- 方針5 部活動指導に対する教員の関わり方の整理

### 方針1 地域におけるスポーツ・文化芸術活動環境の整備

#### ① 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

学校部活動・地域クラブ活動は、生徒の自主的・自発的な参加が基本となります。放課後や休日の過ごし方は多様化し、学校部活動以外の活動も増えています。そのため、その生徒にあった、様々な活動があるということへの周囲の理解も大事になります。

また、技能等の向上や大会等で好成績を収める以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒のニーズに応えた活動を行うことができる環境の整備が必要です。

地域移行における地域クラブ活動では、既存の学校部活動にある活動に限らず、生徒の多様なニーズを踏まえた、新たなスポーツ・文化芸術活動の場の創出を検討します。

#### ② 部活動の地域移行を担う運営団体・実施主体の確保

部活動の地域移行に向けては、学校での部活動に代わって地域で生徒を受け入れる新たな地域クラブ活動の場が必要となります。また、地域クラブの運営に当たっては、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に取り組めるよう、持続可能なクラブ運営が求められます。そのため、全体のスキームを検討しながら、地域クラブを統括する運営団体・実施主体の確保・創出に努めます。

### ③ 地域クラブ活動のあり方

学校部活動は、体力や技能の向上等を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を醸成するなど、学校環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむことができる場となります。学校教育の中で行ってきた部活動を地域の中のスポーツ・文化芸術活動に生徒が参加する形に再構築し、生徒が地域と関わる機会を創出することで、地域のスポーツ・文化芸術振興の活性化も期待できます。

地域クラブ活動では、生徒に技術的な指導を行うだけでなく、将来的には、生徒と様々な世代の地域の方が共にスポーツや文化芸術活動を楽しむことで、豊かな交流を通じた新しい価値が創出されことも期待されるため、そのことも視野に活動環境を整備していくことが必要です。こうした地域クラブ活動の創出・確保に取り組むことで、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の整備を図ります。

### ④ 関係者間の連携体制の整備

地域クラブ活動の実施では、活動場所や指導者の確保、参加者の募集・連絡、活動中の事故やトラブル時の対応等について、教員ではなく地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うことになります。

また、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存する場合、指導者が異なることから、指導方針等に一貫性がなくなることも考えられます。これまで学校管理下で行ってきた部活動を地域団体が運営・管理する地域クラブ活動に移行した際に、様々な運営上の課題が生じることが考えられることから、地域クラブ活動の運営団体・実施主体や学校、市関係部署等が緊密に連携を図っていくことが必要です。関係者間の連携体制の整備を図るとともに、各種連絡・調整を担うコーディネーター役の配置などを含めて、今後の展開を検討します。

## 方針2 指導者の量の確保及び質の向上

### ① 指導者の量の確保

学校部活動における部活動指導員・部活動外部指導員や、休日等の地域クラブ活動における指導者を継続的・安定的に確保し、持続可能な活動としていく必要があります。

地域移行に先立ち、地域連携による部活動改革にも取り組む必要があることから、今後も、部活動指導員や外部指導者の配置を拡充します。また、兼職・兼業の許可を受けた教員が、指導者として登録できるような仕組みについて検討します。

運動系部活動については、本市のスポーツ振興の担い手であり、市内の競技団体を統括する公益社団法人調布市スポーツ協会(以下、「調布市スポーツ協会」という。)を中心に、加盟団体等との連携により、技術指導ができる地域人材の把握・発掘に努めるとともに、指導者を学校や地域クラブ活動の運営団体とマッチングできる人材バンクの整備を検討します。文化部活動についても同様に、指導者の確保に向けた仕組みづくりについて検討します。

### ② 指導者の質の向上

競技等の経験があり、技術指導ができる指導者を地域の中で広く確保していくとともに、指導者の養成や資質向上の取組を進めていく必要があります。学校部活動や地域クラブ活動の指導者は、生徒に対して、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの不適切行為のほか、生徒の心身の健康管理(受動喫煙の防止を含む。)、事故防止の徹底、過度の活動の防止、適切な休養の設定等にも留意していく必要があります。

市は、地域クラブ活動の運営団体等に対し、研修会等の開催やガイドライン等の情報提供を行うなど、地域の指導者や生徒、保護者が共通理解の下、ともに安心して活動に参加できる環境を整備していきます。

## 方針3 活動場所の確保

地域クラブ活動の運営団体は、活動場所を自身で手配し、確保することも想定されます。また、部活動の地域連携の一環として展開していく合同部活動についても、活動場所を確保する必要があります。

こうした活動場所の確保に当たっては、学校施設はもとより、市の社会教育施設、スポーツ・文化施設等における活動時の取扱いの整理など、活動場所を確保しやすい環境づくりに努めます。

なお、体育館や音楽室、美術室などの学校施設を使用する際は、地域クラブ活動の参加者が、他の教室等に入ることがないように、学校施設のセキュリティ対策も検討する必要があります。

## **方針4** 地域クラブ活動における費用負担等のあり方の整理

### **① 費用負担のあり方**

部活動の地域移行に向けては、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に取り組めるよう、持続可能なクラブ運営が求められます。持続的なクラブ運営に当たっては、指導者への謝礼や消耗品など、クラブ運営に必要な経費について、受益者（参加する生徒の保護者等）が負担する仕組みとする必要があります。

また、地域クラブ活動の運営団体は、会費の価格設定について、保護者等の過度な負担とならないよう、検討する必要があります。

なお、経済的な理由で、地域クラブ活動への参加ができない生徒が出ないように、配慮が必要な世帯等への支援についても検討します。

### **② 保険のあり方**

地域クラブ活動の運営団体は、競技等の特性を踏まえ、適切な補償内容・費用である保険を選定するとともに、指導者や参加する生徒等に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても、適切な補償が受けられるような仕組みづくりが必要になります。地域クラブの運営団体と連携し、こうした保険のあり方を整理し、生徒が安心して活動できる仕組みを目指します。

## 方針5 部活動指導に対する教員の関わり方の整理

### ① 教員の負担軽減, 大会等のあり方

休日の部活動から, 段階的に教員が指導に携わずに活動できる体制の構築に向けて検討を進めます。

なお, 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は, 大会参加資格を学校単位に限定することなく, 地域クラブ活動や複数校の合同チームの会員等も参加できるように, 令和5年度からは, 東京都中学校体育連盟においても, 地域クラブ活動に所属する中学生の参加を認めるなど, 大会等のあり方が見直されています。

そのほか, 持続可能な大会運営の実現に向けて, 教員の引率や運営補助に係る体制など, 今後, 大会等のあり方の見直しがあった際は, 適宜適切な対応を図っていきます。

### ② 地域クラブでの指導

部活動が地域クラブ活動へ移行した際も, 地域クラブ活動での指導を希望する教員が, 兼職・兼業の許可を得られるよう, 国が示す手引き等を参考に, 規定や運用の改善を行うとともに, 活動場所を確保する仕組みづくりのため, 人材バンク制度との連携について検討します。

また, 教育委員会等が兼職・兼業を許可する際は, 教員本人の意思を尊重し, 指導を望んでいないにもかかわらず, 参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに, 勤務校等における業務の影響の有無, 教員の健康への配慮など, 学校運営に支障がないことについて, 校長の事前確認等も含め, 検討します。